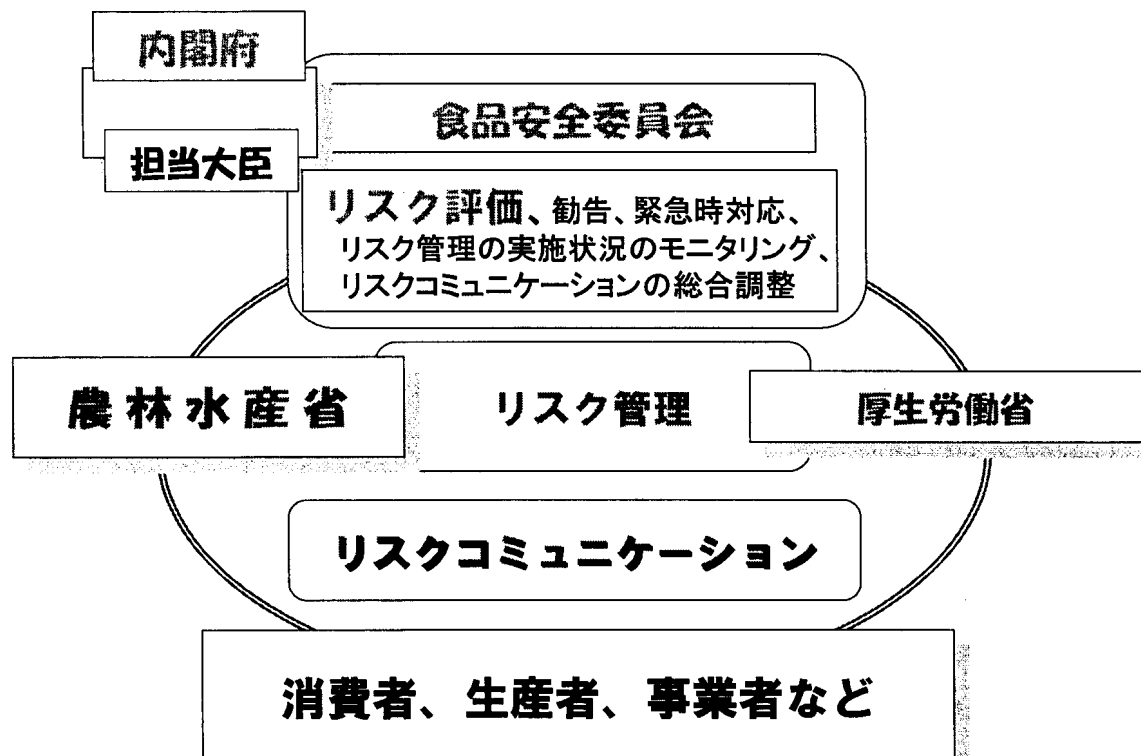


食の安全・安心のための政策大綱

— 食の安全・安心をめざした農林水産省のとりくみ —

平成15年7月から、食品安全委員会が設けられ、食品安全基本法に基づいて、国民の健康の保護を最優先とする新しい食品安全行政がスタートします。



- ▶ 『食の安全・安心のための政策大綱』は、農林水産省が、新しい食品安全行政にとりくむための指針です。
- ▶ 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、
「政策づくりへの国民の参画」
が重要であるという意識改革を進めます。

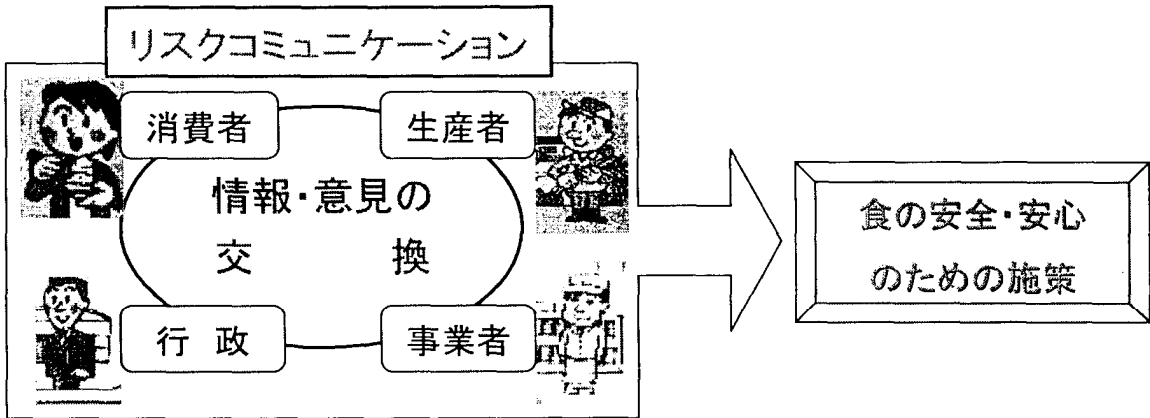
リスク評価: 食品の摂取が人の健康におよぼす影響について、科学的な評価を行います。

リスクコミュニケーション: 消費者、生産者、事業者、行政などの関係者が互いに情報や意見を交換して、施策への反映を図ります。

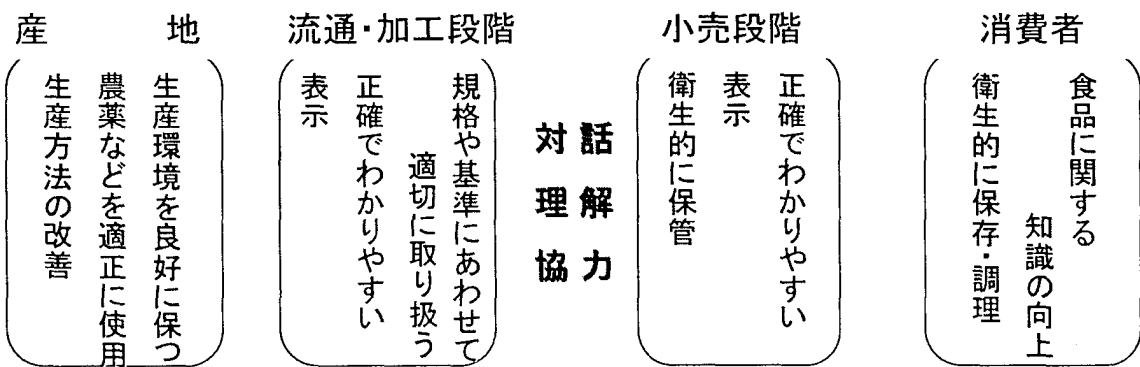
リスク管理: 国民の食生活の状況などを考慮し、リスク評価に基づいて、行政が関係者と協力し、健康に重大な悪影響が生じないようにリスクを抑える対策を決定・実施します。

国民が安心・信頼を実感できるように、とりくみます。

◎ 施策を企画する段階から、関係者との対話を大切にしていきます。



◎ 産地から食卓まですべての関係者が協力して、とりくめる施策をつくります。



行政 どの段階に、どのようなリスクがあるか、そのリスクをどのように抑えるかを検討し、リスク管理対策をつくり、確実に実施

◎ 食卓に安全な食品を届けるためのしくみをつくり、生産者・事業者のとりくみを進めます。

生産者・事業者



モラルに沿った活動
栽培・飼養・養殖技術の改善
高度な衛生管理の導入
などに自主的にとりくむ

安全・安心な食料の供給

自主的なとりくみの促進

農林水産省

規制などのしくみづくりと監視
規制などの内容やとりくみの
状況について情報提供
新技術の開発・普及

消費者



◎ 内外から情報をひろく収集し、
危機の回避に努めます。

内閣府 食品安全委員会
政府全体として対応する危機管理

内外の情報収集・分析
危機管理マニュアルの作成
マニュアルにしたがった迅速な対応

農林水産省(消費・安全局総務課)
食品安全危機管理官

厚生労働省

食の安全・安心をめざし、
次のような施策に重点的にとりくみます。

◎ 体制や施策を強化し、
他省庁との連携を深めます。

産業振興と分離した消費・安全局の新設、食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会委員への消費者の参画、政府全体の危機管理への対応、国際機関・主要国との連携

農林水産省における組織の改革
産業振興とリスク管理の分離

食品安全委員会

厚生労働省

連携の強化

これまでの組織

食品のリスク管理
と産業振興を
同じ部局で実施

総合食料局

生産局

食糧庁 → 廃止

林野庁

水産庁

新しい組織

消費・安全局

- ・消費・安全政策課
- ・農産安全管理課
- ・植物防疫課
- ・表示・規格課
- ・衛生管理課
- ・消費者情報官

食品のリスク管理などを
統一的に実施

農業・食品産業
の振興

総合食料局

生産局

林野庁

水産庁

◎ 産地・港から食卓までの段階で、監視を強め、生産者・事業者の自主的などりくみを進めます。

生産資材の使用などについての規制、産地などのリスク管理の支援、適切な企業行動の促進、調査・監視などの強化、輸入食品などの調査、関係者からの情報収集



— 産地・生産者

- 土壌や漁場の環境の保全
- 栽培・飼養・養殖技術の改善
- 農薬などの適正な使用
- 簡易分析による自主検査など



— 事業者

- 食品衛生法などの遵守
- HACCPなどの高度な衛生管理手法の導入
- 適切な企業行動の促進など

農林水産省

農薬などの使用の規制

安全な生産資材のみが生産・流通し、適切に使用されるよう指導

リスク管理などの情報提供

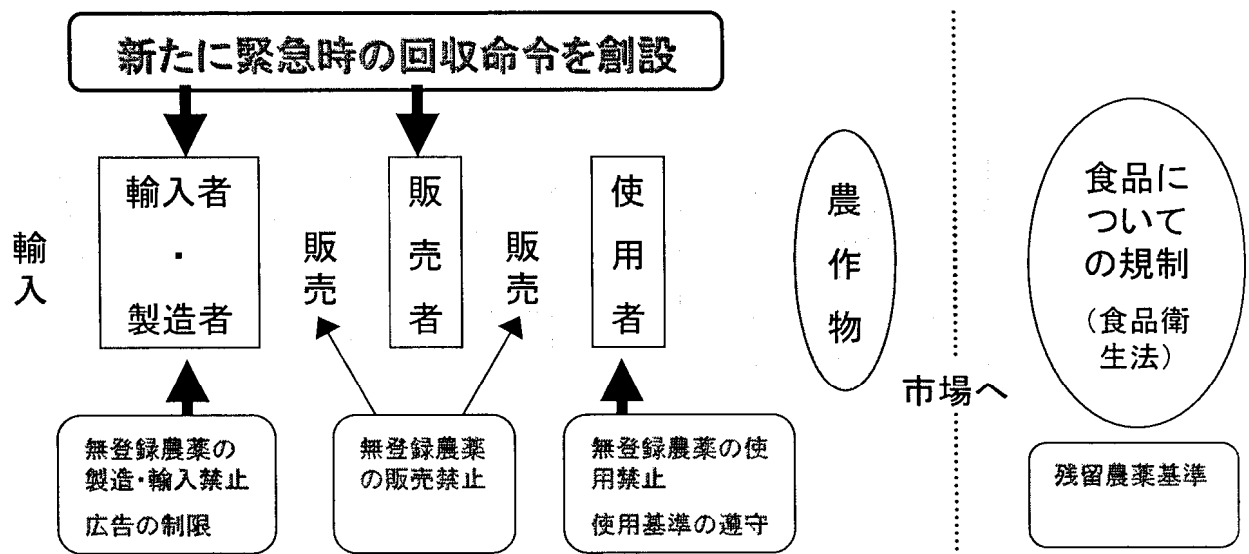
生産者・事業者の自主的などりくみの支援

調査・監視などの強化

関係者の意見や情報の受付

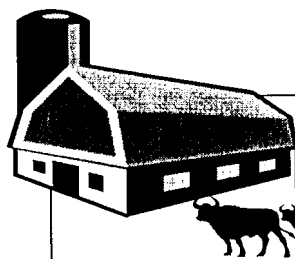
安全な農薬の使用に向けて

- 農薬は、登録制度によって毒性試験のデータなどをもとに安全性のチェックがされています。
- 農薬取締法の改正によって、以下のことが禁止されました。
 - ・ 安全性の確認されていない無登録農薬の製造・輸入・使用(販売は従来から禁止)
 - ・ 農薬使用基準に反する農薬の使用



家畜伝染病の発生予防・まん延防止のために

- 家畜を飼養する際の衛生管理のための基準をつくります。
- 重要な家畜伝染病が発生した場合の対応マニュアルをつくります。



生産農場

- 微生物の侵入防止
- 微生物の抑制

飼養衛生管理基準

遵守していない場合

遵守すべき旨の勧告

勧告に従わない場合

遵守するよう命令

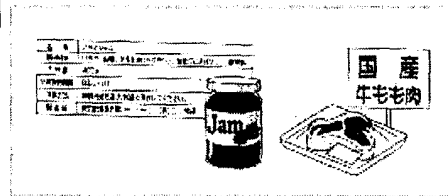
◎ 消費者と生産者・事業者がおたがいに理解し、信頼を高めるよう、努めます。

わかりやすく適正な食品表示の実現、消費者に産地や流通についての情報を伝達、「食育」による食と農への理解の促進、地産地消などによる顔の見える関係づくり、動植物検疫体制の強化

適正な食品表示

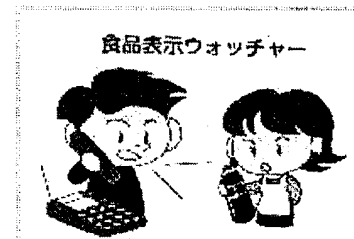
わかりやすい表示に向けたとりくみ

- 「食品の表示に関する共同会議」
- 相談窓口の一元化
- 共通パンフレットの作成
(厚生労働省と連携したとりくみ)



表示の監視体制の強化

- 国による監視体制の強化
- 食品表示の分析・検証
- 食品表示ウォッチャーの増員



JAS規格の見直しなど

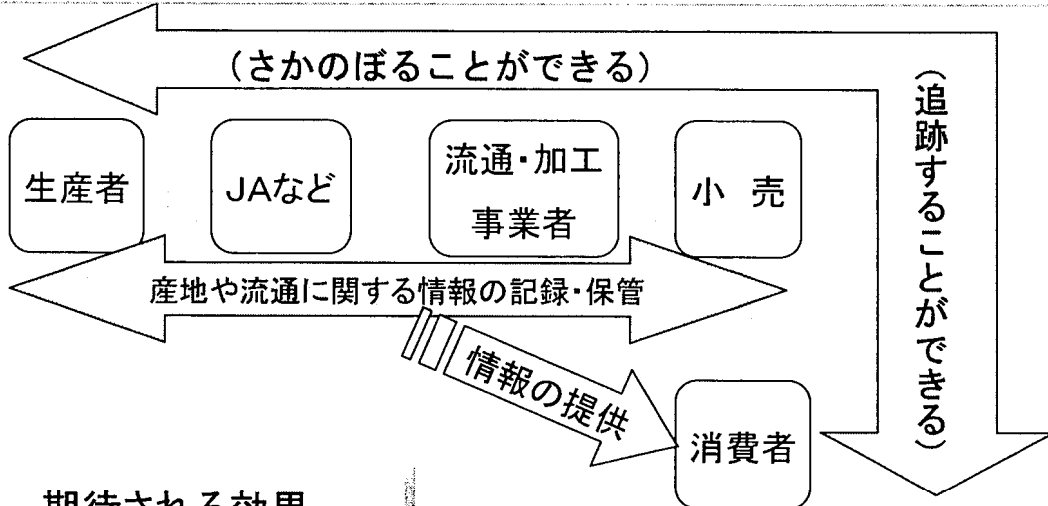
- 新しいニーズに対応したJAS規格
- 品質表示基準の見直し
- 新しい特別栽培農産物の表示制度の普及



トレーサビリティ・システム

トレーサビリティとは

食品の生産、加工、流通などの各段階で、原材料の仕入れ先や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品のたどってきたルートと情報を把握できるしくみ

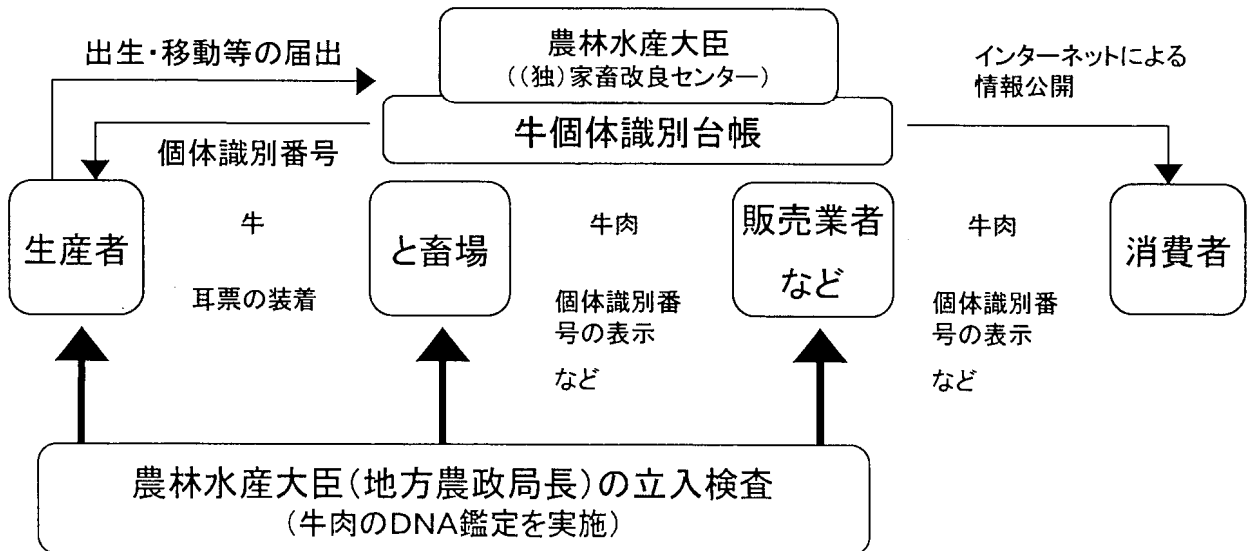


期待される効果

- 問題がおきたときに問題のある食品の回収が容易になる
- 消費者と生産者・事業者の顔の見える関係づくりにつながる
- 消費者の信頼や安心の確保につながる

牛の個体識別情報の伝達制度

牛肉については、牛の個体識別番号の表示、記帳などが義務づけられます。



食育について

食育 = 1人1人が自らの食について考え、判断できるようにすること

- 食の安全・安心に関する普及・啓発の促進
 - ・ 食品の衛生的な取扱い
 - ・ 食品の選び方
- 食生活改善に関する普及・啓発の促進(食生活指針を中心としたとりくみ)
 - ・ 生活習慣病の予防
 - ・ 地域食材・食文化の伝承・活用
 - ・ 食生活のあり方と食料自給率との関連

(厚生労働省や文部科学省と連携してとりくみ)

食育の推進(全国段階)

- マスコミを活用したキャンペーン活動
- 食関連情報を提供するイベント開催
- 食を考える月間(1月)
- など

食育の実践(地域段階)

- 食育推進ボランティア活動
- 農業体験や食品工場の見学
- 学校給食への地場農林水産物の活用
- など

国民的な運動として展開

学校で



家庭で

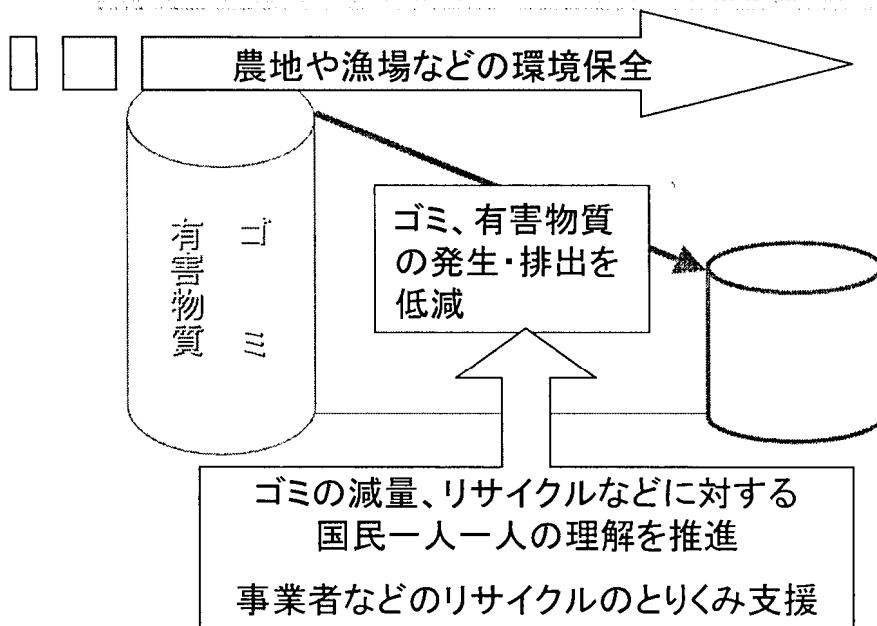


地域で



◎ 関係者が協力して、食の安全・安心のための環境の保全にとりくみます。

農地や漁場などのモニタリング、リサイクルの推進、水質などの保全、有害物質などの発生・排出低減のための理解促進、環境にやさしい農業や養殖の推進



環境に優しい生産活動の推進

連作障害がでないように、また土の中に残った肥料を吸収するため、地域で相談し、緑肥などを作付けましょう

家畜ふん尿、稲わら、生ゴミなどを有効に利用し土づくりを進めましょう

病害虫の発生状況に応じた防除に努めましょう

天敵、フェロモン、対抗植物などを利用しましょう

養殖場の魚の密度や飼料を抑えましょう

水源のかん養、自然環境の保全などにもつながる

◎ 食の安全・安心をささえる研究開発に
積極的にとりくみます。

人材や技術を結集して研究開発の強化、研究成果の情報提供

独立行政法人、民間、大学、公立試験場などの
人材・技術・情報を結集

リスク管理をささえる研究開発

有害物質が生物体内に
蓄積されるしくみの研究

簡便で、精度の高い
分析・検査技術の開発

リスクを低減するための
生産技術開発

リスクコミュニケーションを
ささえる研究開発

トレーサビリティをささえる
研究開発

★農林水産省は、『食の安全・安心のための取り組み』を
ホームページに掲載しています。

http://www.maff.go.jp/syoku_anzen/top.htm

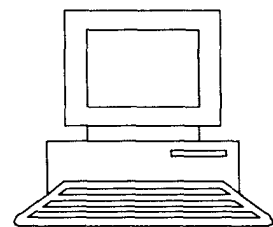
- 「食の安全・安心のための政策推進本部」
- 食の安全・安心のための政策大綱
- 生産段階から消費段階にわたる安全性の確保
- 個別課題への対応
(BSE、カドミウム、ダイオキシンなどの情報)
- 消費者の安心・信頼の確保
- 調査・研究の充実
- 国民の声、パブリック・コメント、意見交換会

★食の安全・安心に関する情報は、

- 農林水産省ホームページ「消費者の部屋」
<http://www.maff.go.jp/soshiki/shokuhin/heya/HEYA.html>
 - (独)農林水産消費技術センターホームページ「食の安全・安心情報交流ひろば」
<http://www.cfalcs.go.jp/>
- でも提供しています。

★このパンフレットに関するお問い合わせは、
農林水産省 消費・安全局 消費・安全政策課 (代表:03-3502-8111)
または最寄りの地方農政局・地方農政事務所までお願いします。

もっと
知りたい方へ



『食の安全・安心のための政策大綱』

大綱のねらい

- 農林水産省が国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための指針
- 「消費者の視点に立った安全・安心な食料の安定供給」、「政策づくりへの国民の参画」の重要性について意識改革を徹底

基本的考え方

- 今後、食品安全委員会がリスク評価を、農林水産省や厚生労働省などが分担・協力してリスク管理を担当
- 行政や生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全・安心を確保するための政策を展開

関係者の意見を反映した施策づくり

生産から消費までを考えた総合的な施策づくりと確実な実施

生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進

的確な危機管理

政策の展開方向

新たな食品安全行政に対応するための体制の見直し・強化

- 関係行政機関、地方自治体等との密接な連携
- 消費・安全局の新設等によるリスク管理体制の強化
- 消費者等の関係者の意見の反映等リスクコミュニケーションの推進
- 食品安全危機管理官の新設等による危機管理体制の整備
- コーデックス委員会など国際機関、主要国との連携

産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施

- 産地・事業者の自主的なリスク管理の取組の支援
- 農業資材に関する制度の見直しと適正使用の推進
- モニタリングの強化、指導・助言、情報提供
- 厚労省等と連携した輸入食品検疫等の強化、輸出国との情報や意見交換
- 家畜防疫の強化

消費者の安心・信頼の確保

- 厚労省と一体となった表示制度の運営、監視強化
- 関係者の理解の促進等を通じたトレーサビリティシステムの導入・普及
- 「食を考える月間」の設定、地域や家庭、学校での食育の積極的な推進
- 地産地消等、消費者と産地の顔のみえる関係づくりの推進
- 水際での動植物検疫等の強化

食の安全・安心を確保するための環境保全の取組

- 環境省と連携した農地や漁場などの土壌・水質等に関するモニタリング
- リサイクルの推進や有害物質の発生・排出低減への国民の理解促進
- 環境にやさしい生産活動への支援

研究の充実

- リスク低減技術の開発などリスク分析を支える研究の強化と情報提供